

さやまの里通所リハビリテーション利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設さやまの里（以下「当施設」という）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者がさやまの里通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得るものとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、約款、別紙1「介護老人保健施設さやまの里のご案内」及び別紙2「通所リハビリテーションについて」の改定が行われな限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用できるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し利用中止の意思表示をすることにより利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他のご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において「自立」又は「要支援」と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画で定められた利用時時間数を超える場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及び扶養者に対し前月料金の合計額の請求書を10日までに発行し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は、指定の銀行口座への振込又は当施設窓口にて支払うものとします。

3 当施設は、利用者及び扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用者及び扶養者に対して、領収書を発行します。

4 当施設が別途料金表に掲げる費用の額について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更します

(記録)

第6条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その記録をサービスを提供した日から5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、所定の手続きを経てこれに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設医師又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行う事とします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ③ 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱とします。

(緊急時の対応)

- 第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。
- 2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定するものに対し、緊急に連絡します。
 - 3 利用者に対し介護保険サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に必要な措置を講じる事とします。

(虐待防止に関する事項)

- 第10条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
 - ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置
 - ・成年後見制度の利用支援
 - ・介護相談員の受け入れ
 - 2 当施設は、サービス提供中に当該施設従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者に現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(要望又は苦情等の申出)

- 第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する通所リハビリテーションサービスに対しての要望又は苦情等について下記の窓口に申し出る事が出来ます。

【事業所の窓口】

さやまの里 支援相談員又は、備え付けの「ご意見箱」へ

【市町村の窓口】

大阪狭山市保健福祉部介護保険課

電話 072-366-0011

【大阪府の窓口】

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課施設指導グループ

電話 06-6944-7203

【公的団体の窓口】

大阪府国民健康保険団体連合会

電話 06-6949-5418

- 2 当施設は、要望又は苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。なお、要望又は苦情申し立てなどを行ったことを理由としてなんら不利益な扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第12条 通所リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めない事項)

第13条 この定款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議し定めることとします。

〈別紙1〉介護老人保健施設さやまの里のご案内

1. 施設の概要

(1) 法人の名称等

- ・法人名 医療法人 六三（むつみ）会
- ・法人開設年月日 平成 3年 6月26日
- ・法人所在地 大阪狭山市岩室3丁目216番地の1
- ・代表者氏名 理事長 阪本 栄

(2) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 さやまの里
- ・開設年月日 平成8年4月9日
- ・所在地 大阪狭山市岩室2丁目185-11
- ・電話番号 072-365-5878 ・ファクス番号 072-365-4011
- ・管理者名 阪本 秀樹
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（2759380013号）

(3) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設さやまの里（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーションサービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業所の医師、看護・介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士、介護支援専門員、事務員等が、要介護状態の利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。

(4) 運営の方針

当施設が実施するサービスは、利用者が要介護状態等となった場合においても、心身の状況、病歴等を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとします。サービスに当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に務めるものとします。

また、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

(5) 施設の職員体制 <通所>

平成 24 年 2 月 1 日現在

職 種	業 務 内 容	基準人員	実人員
医 師	健康管理及び医療の処置に適切なる処置を講ずる	1 名	1.3 名
看 護 ・ 介 護 職 員	通所サービス計画の作成 利用者の保健衛生並びに看護、介護業務を行う	4 名	8.2 名
理 学 ・ 作 業 療 法 士	リハビリテーション実施計画の作成・機能回復訓練	0.4 名	1.7 名

(6) 通所定員数等 ・ 通所定員 40 名

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事（昼食 12時～）
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 行政手続き代行（介護認定申請）

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・ 協力医療機関

名 称 大阪さやま病院
住 所 大阪狭山市岩室3丁目216-1
電 話 072-365-0181
診療科目 精神科・心療内科・内科

・ 歯科医療機関

名 称 大阪さやま病院・歯科
住 所 大阪狭山市岩室3丁目216-1
電 話 072-365-0181

上記以外にも、状態に応じて、利用者又は扶養者の希望に応じて近隣の医療機関にも協力いただいております。

・ 緊急時の連絡先：

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。
なお、連絡先は、必ず連絡が着くよう複数箇所お知らせください。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・タバコについて

施設内は、原則『禁煙』となっています。

- ・所持品、備品等の持ち込み

持ち物には、すべて名前をお書きください。また、必要以上の荷物の持ち込みはご遠慮ください。

- ・金銭、貴重品の管理

盗難・事故防止のため、金銭及び高価な品物の所持はお断りしています。

なお、施設内での金品の紛失については、当施設として一切責任を負えません。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 自動火災報知機、スプリンクラー、消火器、消火栓、非常階段等

- ・防災訓練 年2回（10月、3月）※2回のうち1回は、夜間対応とする

6. 禁止事項

- ① 当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただく為に、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ② 喧嘩もしくは口論をなし、または楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 指定した場所以外で火気を用い、又は、就寝し、若しくは寝具の上で喫煙すること。
- ④ 故意に施設若しくは物品に障害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
- ⑤ 金銭又は物品の頼み事をする事。
- ⑥ 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑦ 無断で備品の位置、又は形状をかえること。
- ⑧ 施設及び職員に対する心遣い。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情等は、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが所定の場所に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接お申し出いただくことも出来ます。

【事業所の窓口】

さやまの里 支援相談員又は、備え付けの「ご意見箱」へ

【市町村の窓口】

大阪狭山市保健福祉部介護保険課

電話 072-366-0011

【大阪府の窓口】

大阪府福祉部高齢介護室施設課施設指導グループ

電話 06-6944-7203

【公的団体の窓口】

大阪府国民健康保険団体連合会

電話 06-6949-5418

<別紙2> 通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用の申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションの概要

通所リハビリテーションは、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な通所リハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図る為提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の支払いを受けるものとします。

・入浴加算（介助入浴・特別入浴）

② その他の料金

食費・日用品代・教養娯楽費等

※上記 ①・② の詳しい料金については、別途料金表をご覧ください。

(2) 支払い方法

毎月10日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払方法は、指定の銀行口座への振込又は直接施設窓口までお持ちください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

(3) 利用料変更に係る手続き関係

別途料金表に掲げる費用の額について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更します。

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 但し、年末年始（12月30日から1月3日）は休業とする
営業時間	原則として午前9時から午後5時までとする

5. 通常の事業の実施地域

大阪狭山市・河内長野市・富田林市・堺市（詳しくはお尋ねください）